

## 議第五十七号

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の第四期中期計画に関する認可について

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院が中期計画を別添のとおり作成することについて、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十六条第一項の規定により、認可をするものとする。

令和七年二月二十一日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

## 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院に係る第4期中期計画

### 1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための取組み

#### 1-1 診療事業

岐阜県地域医療構想に基づき、岐阜県の中山間地域におけるへき地中核病院として、「生活の場の医療（※）」を提供するとともに、救急医療等政策的な医療提供体制の維持・推進を図る。

※生活の場の医療：この地でしか医療が受けられない人のための医療や、生活している場所でしか受けられない医療

##### 1-1-1 より質の高い医療の提供

###### (1) 医療機器の計画的な更新・整備

この地域で提供可能な急性期医療を推進するため、中期目標の期間における更新及び整備計画を策定し、医療機器の計画的な更新・整備を進める。

医療機器の整備及び更新に当たっては、稼働率や収支の予測を十分に行った上で進めるとともに、これらの医療機器の持つ能力を十分引き出せるような技術の取得及びレベルアップができるような体制を整備し、測定機器の校正等精度管理を徹底する。

###### (2) 専門性を発揮したチーム医療の推進

あらゆる部門や職種を超えた良好なコミュニケーションの下に、専門職が一つになって総合的な医療を行うとともに、より専門的かつ安全な診療を実現するために、医師・看護師・コメディカル等職種間の協働に基づくチーム医療をより一層推進する。

###### (3) ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）等の活用

マイナ保険証の利用を促進するとともに、診療の効率化、医療従事者の負担軽減につながる ICT や AI 等の活用について調査・検討を行う。

ICT の活用により、画像情報を含めた詳細な臨床情報を転送先医療機関へ効率的に伝達することで、適切な搬送フローを確立するなど、関係医療機関との連携体制を図る。

###### (4) 入院支援の充実

病棟と地域連携室の情報共有を密に行い、医師を交えた多職種共同カンファレンスの実施や連携医療機関等との情報共有を進めるなど地域連携室の役割を明確にし、連携の充実を図る。

入院前から退院後まで一貫した医療が提供できるよう、様々な部門との調整を図り、患者と家族を支援する体制を整える。

###### (5) 医療事故防止等医療安全対策の充実

インシデント・アクシデントに関する情報収集及び的確な原因分析に基づく改善策を

立案し、必要な情報を関連部署に迅速に提供する。

改善策の遵守状況の確認や、対策実施後の評価等を定期的に討議し、医療事故の再発防止を図る。

全職員が患者の安全を最優先して万全な対応が行えるように、医療の専門的知識や安全確保に必要な技術、責務と倫理、コミュニケーション能力の向上等、安全管理に関する研修を行う。

#### (6) 院内感染防止対策の充実

感染対策チーム（ICT）及び抗菌薬適正使用支援チーム（AST）の活動を充実させ、医療関連感染と職業感染の低減を図るため、以下の取組みを実施する。

- ・職員への啓発と環境整備による手指衛生行動の向上
- ・職員教育と対策実施状況の点検による標準予防策と感染経路別予防策の強化
- ・針刺し等血液曝露予防の啓発と、職員ワクチン接種プログラムによる職業感染防止の推進
- ・抗菌薬適正使用支援チーム（AST）活動による抗菌薬適正使用の推進

また、アウトブレイクや重大な院内感染事例が発生した場合には、状況把握と疫学調査により対応し、感染拡大・再発防止策を講じるとともに、県民への適正な情報提供に努める。

### 1-1-2 患者・住民サービスの向上

#### (1) 待ち時間の改善等

診療時間の弾力化等各種対策により待ち時間の短縮に取り組む。

受付一覧表を確認し、時間を確認しながら必要に応じ患者に待ち時間の説明を行う。

また、患者の状態把握・異常時の早期対応に努める。

#### (2) 院内環境の快適性の向上

全室個室化された施設の利便性を活用し、プライバシーとアメニティの確保に配慮した快適な院内環境づくりに取り組む。また外来患者に対するスムーズな受診体制の推進を図る。

病院給食については、治療効果を高める栄養管理の向上のため、医療従事者が連携し、患者の症状や病態に応じた食事の提供等個別対応をより一層推進する。

さらに、季節毎の展示物等、患者に安らぎを提供する行事の質の向上を図るとともに、地域住民等による院内ボランティアへの支援を行う。

#### (3) 医療に関する相談体制の充実

苦情等へ迅速な対応ができる組織体制を充実するほか、検査や薬の相談窓口（医師説明の補助）を開設する。

#### (4) 患者中心の医療の提供及び患者満足度の向上

患者の権利（安全・平等で最善の医療、情報の開示を受け、自己決定できるなど）の

保証と職員への周知、医療従事者としての倫理観の確立に努める。

患者満足度調査を毎年度実施し、明らかになった課題等については対策を検討する。

あわせて、接遇研修会の開催や e ラーニングの受講を通じて職員の接遇意識の向上を図り、患者及びその家族に対するサービスを向上させる。これらの取組みにより、患者満足度の向上を目指す。

(5) インフォームド・コンセントの徹底及びセカンドオピニオンの推進

患者自らが選択し納得できる医療を提供するため、インフォームド・コンセントの徹底及びセカンドオピニオンを推進する。

(6) 病院運営に関する情報発信及び意見の反映

病院運営について、病院広報誌及びホームページを活用し積極的な情報発信を行う。

また、地域の代表者等を構成員とする「下呂温泉病院運営協議会」を定期的に開催して意見交換を行い、その結果を病院運営に反映させる。

### 1－1－3 診療体制の充実

(1) 患者動向や医療需要の変化に即した診療体制の整備・充実

病診連携機能を強化するとともに、患者の動向や医療需要の変化に即した診療体制の整備及び充実を図る。

- ・非常勤医師対応の診療科（皮膚科、眼科等）の充実
- ・生理検査（聴力検査、超音波検査）等検査業務の充実
- ・都市部の医療機関にて治療を受けた心疾患患者の維持期における心臓リハビリテーションについて、都市部へ通院するよりも簡便でかつ同等の心臓リハビリテーションが行えるよう都市部の医療機関との連携を図り、診療体制の整備及び充実を図る。
- ・手外科のリハビリテーション、ボトックス治療後のリハビリテーション及びがん患者の緩和リハビリテーションの充実
- ・発達障がい児に対する言語聴覚療法の対応治療時間を拡大し、地域における言語聴覚療法の提供体制の充実を図る。
- ・高齢化が進み地域における需要の高い嚥下障害及び嚥下機能低下に対し、造影検査（VF）及び嚥下内視鏡（VE）を活用した摂食機能療法の対応可能患者数のさらなる拡大を図る。
- ・午後 5 時以降の夜間透析の実施

(2) 多様な専門職の積極的な活用

高度な専門性を有する職員の外部からの登用に当たり、その専門性に応じた処遇が可能となる柔軟な人事給与制度の構築を図る。

また、定年職員等に対する再雇用制度の活用を強化する。

### 1－1－4 地域の医療機関等との役割分担及び連携

(1) 地域の医療機関との役割分担の明確化と連携強化による紹介率・逆紹介率の維持・向上

地域の医療機関との連携を強化することで、紹介率(40%以上)、逆紹介率(50%以上)の維持・向上を図る。

下呂市立金山病院との役割分担の明確化と連携を強化し、効率的で質の高い医療体制を確保する。

地域の医療機関による医療機器の共同利用や開放型病床の利用拡大に努めるなど、病病・病診連携を推進する。

また、下呂市医師会の会員として、当院で理事会を開催するなど引き続き協力体制を維持するほか、下呂市市民保健部との医療関係課長会議に参加し、意見交換を行うなど連携を図る。

消防署との情報交換会、ぎふ救急ネットの活用等により、適切な救急搬送フローの確立等、地域の救急医療の充実強化を図る。

(2) 地域連携パスの整備普及

地域連携パスの普及に向けて拠点病院と意見交換を行うなど活用を図る。

慢性腎臓病(CKD:Chronic Kidney Disease)予防に取り組む。下呂市作成のCKD手帳の活用と、院内で情報共有が図れるよう記録の充実を図り、生活指導を行う。

(3) 疾病予防の推進

医療保険者による糖尿病の重症化予防や脳卒中、心臓病その他の循環器病の予防等の取組みを推進する。

(4) 地域の介護・福祉機関との連携強化による地域包括ケアシステムへの貢献

地域の介護・福祉機関との連携を強化し、介護・福祉機関への患者情報の積極的な提供や、入院後1週間以内に行われる入院時カンファレンス、退院時カンファレンスの取組みの強化等により、入院時から早期に退院支援が必要な患者を抽出し地域と情報共有を行うことで、医療から介護・福祉へと切れ目のないサービスを提供する。

また、終末期医療体制の充実と介護老人保健施設等との連携を図る。

さらに、認定看護師等専門性の高い能力を活用して在宅療養支援の充実を図る。

### 1-1-5 重点的に取り組む医療

岐阜県地域医療構想に基づき、岐阜県の中山間地域におけるへき地中核病院として、「生活の場の医療」を提供するとともに、救急医療等政策的な医療提供体制の維持・推進を図る。

(1) へき地医療の拠点的功能の充実

地域医療研究研修センターの充実及び診療所への医療支援を行う。

また、ドクターヘリの活用等により、高度医療機関との連携強化を図る。

(2) リハビリテーションの推進

地域リハビリテーションの基幹的な病院として、地域リハビリテーションの普及促進及び人材育成の役目を継承しつつ、地域包括ケアシステムを推進する。急性期・回復期・維持期の各段階において、切れ目なく、連続した幅広いリハビリテーションが適切に提供できるよう、特に次の事項に重点的に取り組む。

- ・急性期から回復期にかけて一貫した多職種連携による最適なリハビリテーション医療の提供及び在宅復帰支援
- ・多職種連携によるケア会議の充実及び地域包括支援センターや地域の介護・福祉施設への患者情報の提供体制の確立
- ・退院前訪問指導の強化と退院後の生活を見据えた質の高い住宅環境整備指導の実施
- ・手外科のリハビリテーション、ボトックス治療後のリハビリテーションの提供体制の強化
- ・専門的かつ継続的な小児リハビリテーションの充実
- ・嚥下造影検査（VF）・嚥下内視鏡検査（VE）を活用した摂食機能療法の充実
- ・がん患者専門チームによる周術期及び終末期における専門的リハビリテーションの提供及び対応の充実
- ・地域住民の維持期における慢性心不全に対する心臓リハビリテーションの提供数の拡大と内容の充実

### （３）「生活の場の医療」の提供等による地域包括ケアシステムの推進

「生活の場の医療」の提供として、この地域で提供可能な急性期医療を推進するとともに、在宅復帰支援病棟（地域包括ケア病棟・回復期リハビリテーション病棟・療養病棟）を有効活用することにより、在宅復帰支援の充実強化を図る。

- ・地域連携室の充実及び在宅復帰に向けた関係機関との連携強化  
また、終末期医療体制の充実及び介護老人保健施設等との連携を図る。
- ・緩和部会を中心とした、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の理解の深化
- ・緩和外来の実施  
さらに、認定看護師等専門性の高い能力を活用して在宅療養支援の充実を図る。
- ・訪問看護ステーションや福祉施設との連携による在宅療養患者への支援
- ・ストーマ外来における患者への生活指導の実施
- ・排尿自立支援チームによる病棟ラウンドの実施等在宅療養のスムーズな移行への支援
- ・オストメイト（ストーマ保有者）患者会との連携や勉強会の実施等在宅サポートの充実
- ・摂食嚥下支援チームによる嚥下機能の維持、回復への支援
- ・ホームページへの認定看護師からの最新情報の掲載、地域からの相談の積極的な受入れ等在宅療養支援の充実

### （４）地域性を踏まえた予防医療の推進

総合健診センターの人的体制及び設備の充実を図りつつ、次のような取組みを行う。

- ・下呂市及び岐阜県等と連携し、がん検診の精度管理の向上を図りつつ、下呂市健診・検診の更なる拡大
- ・幅広い受診者ニーズに的確に対応できるよう健診コース等の更なる充実
- ・生活習慣病の発症予防と重症化予防
- ・健診受診後の特定保健指導等での働きかけや精密検査の受診勧奨等のきめ細かい事後対応

## 1-2 調査研究事業

当院で提供する医療の質の向上及び岐阜県内の医療水準の向上を図るための調査及び研究を行う。

### 1-2-1 調査及び臨床研究等の推進

治験や調査研究事業に積極的に参画できる体制を充実し、受託件数の増加に努めるとともに、大学等の研究機関との共同研究を推進する。

### 1-2-2 診療情報等の活用

#### (1) 電子カルテシステム等に蓄積された各種医療データの有効活用

院内の医療従事者の総合的なレベルアップを図るため、医療情報システム及び DPC 提出データに蓄積された各種医療データを分析し、医療情報として提供できる体制を確立する。

また、地域の医療機関へ医療情報を提供することにより地域医療全体の活性化を図る。

さらに、診療情報管理士有資格者の確保及び養成により、診療情報の管理、分析及び活用を図る。

#### (2) 集積したエビデンスのカンファレンス、臨床研修、臨床研究等への活用

集積したエビデンスをカンファレンス、臨床研修、臨床研究等において活用することで、医療の質の向上を図る。

また、クリニカルインディケーター（臨床指標）を導入し公表する。

## 1-3 教育研修事業

医療の高度化・多様化に対応できるよう、医師・看護師・コメディカルを目指す学生及び救急救命士に対する教育、臨床研修医の受入れ等、地域の医療従事者への教育及び研修を実施する。

### 1-3-1 医師の卒後臨床研修等の充実

(1) 臨床研修医の養成及び県内定着化の促進

岐阜大学医学部附属病院、岐阜県総合医療センター、その他の県内臨床研修病院等と連携し、当院の特徴を生かした臨床研修プログラムにより、臨床研修医の資質向上を図る。

また、初期臨床研修期間終了後、引き続き当院での勤務が継続できるよう、定着化の推進を図る。

さらに、他の臨床研修病院からの臨床研修医を積極的に受け入れ、地域医療を目指す医師の養成に努める。

(2) 専攻医の育成等

専門研修プログラムの連携施設として基幹施設からの専攻医の受入を積極的に行い、専門医研修に協力する。

**1-3-2 医師・看護師・コメディカルを目指す学生、救急救命士等に対する教育の実施**

(1) 医学生、看護学生及びコメディカルを目指す学生の実習受入れ

看護学生の病院実習の受入体制・環境を充実するとともに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師等のコメディカルを目指す学生を積極的に受け入れる。

(2) 救命救急士の病院実習等地域医療従事者への研修の実施及び充実

救急救命士等の病院実習の積極的な受入れ及び研修体制の充実を図る。

**1-4 地域支援事業**

地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう、地域への支援を行う。

**1-4-1 地域医療への支援**

(1) 地域医療水準の向上

二次救急医療体制の課題検討のため、下呂市及び中津川市消防本部と当院医師及びコメディカルとの情報交換会を開催し、症例発表や講演会を通じた地域メディカルコントロールの連携強化を図る。

また、岐阜県メディカルコントロール協議会飛騨支部感染防止委員会に参加し、共同して病院前救護における感染対策活動に取り組む。

さらに、病診連携を推進し、開業医との情報交換を積極的に行うとともに、医療機器の共同利用や開放型病床の利用促進により地域医療の向上を図る。

(2) 医師不足地域や医師不足診療科、へき地診療所等への人的支援を含む診療支援による地域医療の確保

飛騨及び中濃圏域のへき地診療所や医師不足地域の医療機関等への診療支援を行う。



(3) 地域医療に携わる医師の養成

岐阜大学地域医療医学センター及び岐阜県総合医療センター等と連携し、地域医療に携わる医師の養成に取り組む。

(4) 認定看護師の派遣

在宅療養者の褥瘡ケア、緩和ケア、認知症ケア、脳卒中リハビリテーションケア、感染管理に取り組む。

近隣・市内の福祉施設等への助言・指導を行う。

1-4-2 社会的な要請への協力

医療に関する鑑定や調査、講師派遣等の社会的な要請に対する協力を行う。

1-4-3 保健医療情報の提供・発信

(1) 公開講座、医療相談会等の定期的開催

一般市民向けの公開講座や医療に関する相談会を定期的に開催し、保健医療・各種福祉制度に関する情報提供・情報発信を行う。

(2) 保健医療、健康管理等の情報提供

病院が有する保健医療情報について、ホームページでの掲載等により情報発信を行う。

地域住民を病院に招いて、いろいろな医療機器の見学・説明等や、最近の医療の進歩等の講演会を行うなど病院を知ってもらう活動に取り組む。

また、将来の職業選択に役立てられるよう、中学生・高校生を対象に医療職従事者の業務体験を開催する。

1-5 災害等発生時における医療救護

災害等発生時において、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、医療スタッフの派遣等医療救護を行う。

1-5-1 医療救護活動の拠点機能の充実

(1) 医療救護活動の拠点機能の充実

災害発生時には、岐阜県地域防災計画に基づき、岐阜県あるいは飛騨圏域南部の医療救護活動拠点機能を担うとともに、屋上ヘリポートを使用した防災ヘリ・ドクターヘリの活用による患者の受入れ等求められる機能を発揮する。

また、災害発生時には、免震構造を持つ病院施設としての機能を十分発揮できるよう近隣公共施設を所有する下呂市と連携し災害・救援訓練を実施する。

(2) 原子力災害時における医療従事者派遣要請への対応

岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）では、飛騨圏域南部が原子力災害対策強化地域（実効線量が年間 20 ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域）とされて

いることから、岐阜県からの要請に対応できるよう、原子力災害時には放射線身体汚染検査の実施可能な医療機関としてサーベイメータ（放射線測定器）等によるスクリーニングを行える体制を整える。

#### **1－5－2 被災時における病院機能維持のための準備体制の充実**

##### **（１）診療継続計画の継続的な見直し及び訓練等の実施**

被災時における病院機能の低下をできるだけ少なくし、機能回復を早急に行うことができるよう継続的に診療継続計画の見直しを行うとともに、当該計画に基づく訓練等を実施する。

##### **（２）診療情報バックアップシステムの適正管理**

診療情報の外部保管等のバックアップシステムを適正に管理し、大規模災害時やシステム障害時でも診療業務の継続が可能な環境を維持する。

#### **1－5－3 新興感染症発生時における役割の発揮**

##### **（１）新興感染症発生時における受入体制の整備**

指定地方公共機関として、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び業務計画に定めるところにより、岐阜県、関係市町及び医療機関と相互に連携・協力し、新型インフルエンザ等への対策の実施に努める。

また、業務計画の定期的な見直し等により受入体制の充実を図るとともに、必要な物資及び資材の備蓄・整備・点検並びに施設及び設備の整備・点検を実施する。

##### **（２）業務計画等に基づく職員への教育及び訓練の実施**

新型インフルエンザ等発生時において速やかに対処できるよう職員への教育・訓練等を実施し、計画の検証を行う。

#### **1－6 後発医薬品の使用率向上**

医薬品の有効性・安全性及び使用状況等を考慮し、後発医薬品へ変更するなど、後発医薬品の使用を促進する。

### **2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組み**

#### **2－1 効率的な業務運営体制の確立**

自主性・効率性・透明性の高い病院運営を行うための業務運営体制を確立するとともに、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に生かし、業務運営の改善及び効率化に努める。

##### **2－1－1 組織体制の充実**

#### (1) 組織体制の充実

医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、理事長のリーダーシップの下、当院の理念を職員全員が理解し、組織的な業務運営に取り組むことで、組織・業務体制の充実を図る。

また、定年を迎えた職員のうち、病院運営に寄与すると認められる職員の再雇用に努めることで、質の高い業務執行を推進する。

#### (2) アウトソーシングの導入等による合理化の推進

定型的な業務についてはその内容等を検証し必要に応じてアウトソーシングを導入するなど、各種事務の合理化を進める。

#### (3) ICT（情報通信技術）の活用等による経営効率の高い業務執行体制の充実

人事給与システム等各種システムの機能の見直しを随時行うとともに、働き方改革につながる新たなシステム導入の検討を行う。また、経営効率の高い業務執行体制の充実を図るため、ICTの活用について検討を行う。

### 2-1-2 診療体制の適正化

#### (1) 人員配置の検証及び適正化

医療需要の変化や患者の動向及び経営状況の変化に迅速かつ的確に対応するため、組織及び職員配置の在り方を常に検証し、診療科の再編等、診療体制の適正化に努める。

また、適正かつ弾力的な医師・看護師等の配置により、効率的な業務運営に努める。

特に看護師については業務量に応じ柔軟な職員配置を行うため、看護補助者、医療事務作業補助者（クラーク）の配置の確保に努め、ライセンスが不要な業務について補助する体制を整えると共に、看護補助者の確保のため派遣による人員確保を検討する。

さらに、病棟薬剤業務実施加算の取得に向けて、薬剤師等を確保し、マニュアルや業務の具体的内容等を整備するとともに、薬剤師の病棟配置について検討を行う。

その他、障がい者雇用に努め、適切な職員配置を促進する。

#### (2) 効果的な体制による医療の提供

職種の特異性に鑑み、多様な専門職を活用することで、効率的に医療を提供する。

また、医療ニーズに柔軟かつ迅速に対応できるよう非常勤医師を活用する。

さらに、医師の事務負担軽減を図るため、医師事務作業補助者の業務の質の向上及び計画的な配置を行う。

### 2-1-3 人事評価制度の運用

人事評価制度により職員の業績、職務能力、職責等を公正に評価し、職員の意欲が引き出される公平かつ客観的な人事制度の構築及び運用に努める。

### 2-1-4 人材確保・育成方針

(1) 医師、看護師、コメディカル等の医療従事者の確保

より質の高い医療を安定的に提供するため、医師、看護師、薬剤師等医療従事者の確保、定着を図る。

特に、医師の勤務条件を緩和するため医師確保と医師定着化の取組みとして、次の事項を実施する。

- ・当院勤務医師、岐阜大学地域医療医学センター医師等が地域の教育研究を实践する場として設置している地域医療研究研修センターにおいて、地域医療を志す医師の養成
- ・定年を迎えた医師のうち、質の高い医療の提供に寄与すると認められる者の再雇用
- ・医師募集エージェントへの登録
- ・医療ニーズに柔軟かつ迅速に対応できる非常勤医師の活用
- ・医師の業務負担の軽減を図るため、医師事務作業補助者の充実
- ・地元出身者や地元関係者への働きかけ（ガイダンス・企業説明会参加）

看護師負担の軽減のため、現行のパートナーシップナースィング・システム（PNS）看護方式を見直すとともに、看護補助者の適正配置等支援体制及び資質向上のための研修の充実を図る。また、看護体制維持に必要な看護師数の確保を図るため、ワーク・ライフ・バランス（WLB）の推進、再就職支援者研修、学校訪問及びインターンシップ開催等に取り組むほか、次の事項を実施する。

- ・地元出身者及び地元関係者への働きかけ（ガイダンス・企業説明会参加）
- ・病院ホームページや地域情報誌等を通じた情報発信
- ・募集エージェントへの登録検討

薬剤師確保の取組みとして、次の事項を実施する。

- ・薬学部のある大学教員や薬学生との交流や行事等への参加の推進
- ・地元出身者及び地元関係者への働きかけ（ガイダンス・企業説明会参加）
- ・病院ホームページや地域情報誌等を通じた情報発信
- ・薬剤業務補助者の活用による薬剤師の負担軽減及び病棟業務やチーム医療への業務展開の維持・推進
- ・薬剤師募集エージェントへの登録

(2) 大学等関係機関との連携や教育研修の充実による優れた医師の養成

岐阜大学地域医療医学センター、岐阜県総合医療センター等との連携により臨床研修医の受入れ及び指導体制の充実を図り、特に地域医療を志す医師を養成する。

(3) 特定行為看護師、専門看護師等の資格取得の促進

専門性を高める資格取得を促進し、特定行為看護師、認定看護師等の育成及び活用を図り、医師のタスクシェア・シフトに努める。

また、新卒看護職員卒後研修やラダー研修（キャリアアップの階層研修）により看護実践能力の習得を支援する。

病棟看護業務の負担軽減に向け、クランク配置による事務業務のタスクシフトを推進する。

#### (4) コメディカルに対する専門研修の実施

薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士等の医療技術者について、専門性の向上に向けた研修等への参加による技術向上や資格取得できる体制を確保する。

特に、理学療法士等のリハビリセンター職員については、提供可能なリハビリテーションの質と量を充実させるため、さらなる人材を確保し、心臓リハビリテーション指導士、福祉住環境コーディネーター、呼吸療法認定士等、より専門性の高い資格の取得を進め、セラピストの知識・技術の向上を図り、以て地域医療の質の向上を図る。

### 2-1-5 医療 DX への対応

マイナンバーカードの保険証利用の更なる促進を図ると共に、標準型電子カルテシステムやオンライン資格確認システムの追加機能等の国の各施策の状況に注視し、導入について検討を進める。

### 2-1-6 コンプライアンス（法令等の遵守）の徹底

県立病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）をはじめとする関係法令を遵守するとともに、医療情報の情報開示については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び岐阜県情報公開条例（平成 12 年岐阜県条例第 56 条）に基づき、適切に対応する。

職員に対しては、コンプライアンスについて研修するなど意識啓発に関する取組みを実施するほか、監事監査や内部監査等による検証・評価に努める。

### 2-1-7 適切な情報管理

#### (1) 情報セキュリティ対策の充実・強化等

院内ネットワークに接続された端末・ユーザを一元管理するシステムにて各端末の状態を定期的に確認し、異常発生時に速やかに対応できる環境を維持する。

#### (2) 情報セキュリティや個人情報保護に対する教育

自己点検及び院内研修の実施等により、職員の情報セキュリティ及び個人情報保護の意識の向上を図る。

### 2-2 業務運営の見直しや効率化による収支の改善

地方独立行政法人制度の特徴を生かした業務内容の見直しや効率化を通じて、収支の改善を図る。

### 2-2-1 多様な契約手法の導入

複数年契約等の多様な契約手法の導入により、契約事務の合理化を図る。

また、より有利な契約交渉を実践していくために、ベンチマークシステムの導入、地域に隣接する他病院との共同購入体制の可否等を検討・協議する。

さらに、既に締結した保守契約については、委託内容や方法を見直し、病院全体として支出を抑えていくよう精査を行う。

### 2-2-2 収入の確保

#### (1) 効果的な病床管理及び医療機器の効率的な活用

病床利用率については、常勤医師の確保により入院患者数の増加を目指すとともに、病棟ごとの稼働率を常に把握し、病院全体として効果的で効率的な病床管理を徹底することで、病床利用率 80%以上を目指す。

また、開放型病床の活用に努め、地域の医療機関と共同で治療を行うことにより、病診連携の強化とともに収益確保を図る。

医療機器については、医師確保により稼働率の向上を目指すとともに、有効活用の視点から開業医等の共同利用促進に努める。

#### (2) 人間ドック等の積極的な受入れ

健康診断の最も基本的なコースである人間ドックの積極的な受入れや下呂市健診・検診の拡大により収入の確保に努める。

#### (3) 未収金の発生防止対策等

公的制度を可能な限り利用し、患者窓口負担の軽減を図るといった未収金の発生防止策を進めるほか、発生した未収金に対しては、分納制度等の支払いやすい方法を提示し、回収困難な事例については弁護士に回収を委託するなど、未収金の回収に努める。

医療費の支払方法や患者の利便性の向上等を図り、未収金の発生を抑制するとともに、発生した未収金を早期に回収する方策を検討する。

使用料・手数料についても、岐阜県内の公立病院及び民間病院の状況を把握することで、適正な使用料・手数料の算定ができるよう努める。

#### (4) 医療資源を最大限活用した施設基準等の適正管理

非常勤医師の常勤化等施設基準の人員配置要件を満たすことにより、新たな施設基準の取得を目指すとともに、診療報酬の内容を点検・分析することで増収を図る。

#### (5) 国の医療制度改革や診療報酬改定等への迅速な対応

国の医療制度改革に柔軟に対応するとともに、診療報酬改定情報を早期に収集し、施設基準等に対する迅速な届出を行い、診療収入の確保に努める。

### 2-2-3 費用の削減

(1) 医薬品・診療材料等の購入方法の見直し及び適正な在庫管理の徹底

医薬品・診療材料及び消耗品については、物流管理システムによる在庫管理を徹底する。加えて、新規品目採用時には、原則として類似品目を廃止することで、費用の節減を図る。

医薬品・診療材料の採用については、各部署・事務局が一体となって採用品目を協議検討し、効率が悪く費用対効果の少ない品目については、積極的に各委員会にて採用変更を諮り、費用の削減を図る。

(2) 後発医薬品等の使用促進

医薬品の有効性・安全性及び使用状況等を考慮し、後発医薬品へ変更するなど、後発医薬品の使用を促進する。

(3) 人件費の適正化

「生活の場の医療」の提供、政策的な医療提供体制の維持・推進、患者・住民サービスの向上等に十分配慮した上で、職員の適正配置や時間外勤務手当の縮減等の取組みにより、人件費の適正化に努める。

(4) 経営改善に向けた具体的取組みに対する全職員の参画意識の醸成

経営情報を職員間で共有することで、職員全員の経営意識を向上させ、一層の費用削減に繋げる。

また、常にコストを意識し、経費、試薬及び消耗品の節約に努める。

### 3 予算（人件費の見積含む。）、収支計画及び資金計画

「2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組み」で定めた計画を確実に実施することにより、業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、中期目標期間の各年度の損益計算において、減価償却前収支の黒字化を早期に達成し、中期目標期間の最終年度までに経常収支比率 100%以上、医業収支比率 100%以上及び職員給与対医業収益比率 75%以下を達成する。

#### 3-1 予算（令和7年度～令和11年度）

（単位：百万円）

| 区 分      |  | 金 額    |
|----------|--|--------|
| 収入       |  |        |
| 営業収益     |  | 22,969 |
| 医業収益     |  | 18,019 |
| 運営費負担金収益 |  | 4,710  |
| その他営業収益  |  | 240    |
| 営業外収益    |  | 263    |
| 運営費負担金収益 |  | 148    |
| その他営業外収益 |  | 115    |
| 資本収入     |  | 604    |
| 長期借入金    |  | 0      |

|    |         |            |
|----|---------|------------|
|    | 運営費負担金  | 5 5 4      |
|    | その他資本収入 | 5 0        |
|    | その他の収入  | 0          |
|    | 計       | 2 3, 8 3 6 |
| 支出 |         |            |
|    | 営業費用    | 2 1, 0 9 7 |
|    | 医業費用    | 1 9, 9 1 7 |
|    | 給与費     | 1 3, 1 1 5 |
|    | 材料費     | 2, 8 8 2   |
|    | 経費      | 3, 8 6 0   |
|    | 研究研修費   | 6 0        |
|    | 一般管理費   | 1, 1 8 0   |
|    | 給与費     | 9 8 0      |
|    | 経費      | 2 0 0      |
|    | 営業外費用   | 9 5 1      |
|    | 資本支出    | 1, 8 2 3   |
|    | 建設改良費   | 5 8 0      |
|    | 償還金     | 1, 2 3 8   |
|    | その他資本支出 | 5          |
|    | その他の支出  | 0          |
|    | 計       | 2 3, 8 7 1 |

(注) 各項目の数値は、端数をそれぞれ四捨五入している。

そのため、各項目の数値の合計と計の欄の数値は一致しないことがある。

#### [人件費の見積]

期間中の給与費のベースアップ率を0%として試算し、総額 14,095 百万円を支出する。

上記の額は、法人役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するもの。

#### [運営費負担金の算定ルール]

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、地方独立行政法人法第 85 条第 1 項の規定により算定された額とする。

建設改良費及び長期借入金等元金償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。

### 3-2 収支計画（令和7年度～令和11年度）

(単位：百万円)

| 区 分  |          | 金 額        |
|------|----------|------------|
| 収益の部 |          | 2 3, 1 3 7 |
|      | 営業収益     | 2 2, 8 8 4 |
|      | 医業収益     | 1 7, 9 3 4 |
|      | 運営費負担金収益 | 4, 7 1 0   |
|      | 資産見返負債戻入 | 0          |
|      | その他営業収益  | 2 4 0      |
|      | 営業外収益    | 2 5 3      |
|      | 運営費負担金収益 | 1 4 8      |
|      | その他営業外収益 | 1 0 5      |



|      |          |        |
|------|----------|--------|
|      | 臨時利益     | 0      |
| 費用の部 |          | 23,996 |
|      | 営業費用     | 22,965 |
|      | 医業費用     | 21,705 |
|      | 給与費      | 13,100 |
|      | 材料費      | 2,870  |
|      | 減価償却費    | 2,120  |
|      | 経費       | 3,560  |
|      | 研究研修費    | 55     |
|      | 一般管理費    | 1,260  |
|      | 給与費      | 980    |
|      | 減価償却費    | 90     |
|      | 経費       | 190    |
|      | 営業外費用    | 1,031  |
|      | 臨時損失     | 0      |
|      | 予備費      | 0      |
|      | 純損失      | ▲859   |
|      | 目的積立金取崩額 | 0      |
|      | 総損失      | ▲859   |

(注) 各項目の数値は、端数をそれぞれ四捨五入している。

そのため、各項目の数値の合計と計の欄の数値は一致しないことがある。

### 3-3 資金計画（令和7年度～令和11年度）

(単位：百万円)

| 区 分  |                    | 金 額    |
|------|--------------------|--------|
| 資金収入 |                    | 24,850 |
|      | 業務活動による収入          | 23,232 |
|      | 診療業務による収入          | 18,019 |
|      | 運営費負担金による収入        | 4,858  |
|      | その他の業務活動による収入      | 355    |
|      | 投資活動による収入          | 50     |
|      | 運営費負担金による収入        | 0      |
|      | その他の投資活動による収入      | 50     |
|      | 財務活動による収入          | 554    |
|      | 長期借入による収入          | 0      |
|      | その他の財務活動による収入      | 554    |
|      | 第3期中期目標期間からの繰越金    | 1,014  |
| 資金支出 |                    | 24,850 |
|      | 業務活動による支出          | 22,048 |
|      | 給与費支出              | 14,095 |
|      | 材料費支出              | 2,882  |
|      | その他の業務活動による支出      | 5,071  |
|      | 投資活動による支出          | 585    |
|      | 有形固定資産の取得による支出     | 580    |
|      | その他の投資活動による支出      | 5      |
|      | 財務活動による支出          | 1,238  |
|      | 長期借入金の返済による支出      | 1,238  |
|      | 移行前地方債償還債務の償還による支出 | 0      |
|      | その他の財務活動による支出      | 0      |

|  |                |     |
|--|----------------|-----|
|  | 第5期中期目標期間への繰越金 | 979 |
|--|----------------|-----|

(注) 各項目の数値は、端数をそれぞれ四捨五入している。

そのため、各項目の数値の合計と計の欄の数値は一致しないことがある。

## 4 短期借入金の限度額

### 4-1 限度額

5億円

### 4-2 想定される短期借入金の発生理由

賞与の支給等、資金繰り資金への対応

## 5 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

## 6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

## 7 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

## 8 料金に関する事項

当院の使用料及び手数料は、次に定めるところにより徴収する。

### 8-1 使用料の額

- (1) 使用料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項、第85条第2項及び第85条の2第2項（これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項、第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額（以下「算定額」という。）とする。ただし、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる療養又は医療の提供（健康保険法その他の社会保険に関する法令の規定により行われる療養又は医療の提供を除く。）に係る使用料の額は、算定額に100分の200を乗じて得た額とする。
- (2) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による保険給付の対象となる療養又は医療の提供に係る使用料の額は、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院

理事長（以下「理事長」という。）が岐阜労働局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額とする。

- (3) 療養又は医療の提供が消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、前2項の規定にかかわらず、算定額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額とする。この場合において、使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、1円未満を四捨五入する。
- (4) 使用料の額の算定が前3項の規定に抛り難い場合の使用料の額は、前3項の規定にかかわらず、理事長が定める額とする。

## 8-2 手数料の名称、額等

- (1) 手数料の名称、額等は、次の表のとおりとする。この場合において、手数料の額に1円未満の端数が生じたときは、1円未満を四捨五入する。

| 事務の内容                                                           | 手数料の名称                  | 単位    | 額（円）                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------|-------------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書、恩給診断書、年金診断書若しくは訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書の交付 | 岐阜県立下呂温泉病院生命保険診断書等交付手数料 | 1通につき | 生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあつては、5,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額。恩給診断書、年金診断書、訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあつては5,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額 |
| 2 死亡診断書(死体検案書)、死産証書(死胎検案書)又は普通診療費明細書の交付                         | 岐阜県立下呂温泉病院死亡診断書等交付手数料   | 1通につき | 5,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額                                                                                                                           |
| 3 普通診断書又は証明書の交付                                                 | 岐阜県立下呂温泉病院普通診断書等交付手数料   | 1通につき | 1,500円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額                                                                                                                           |
| 4 再発行診察券の交付                                                     | 岐阜県立下呂温泉病院再発行診察券交付手数料   | 1枚につき | 240円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額                                                                                                                             |

- (2) 前項の規定に抛り難い場合の手数料の額等は、理事長が別に定める額等とする。

## 8-3 保証金

理事長は、特に必要があると認めるときは、病院に入院しようとする者から、保証金を納入させることができる。

## 8-4 使用料及び手数料の徴収方法等

- (1) 使用料は、診療の都度支払わなければならない。ただし、入院患者にあつては、毎

月1日から月末までの使用料を請求書に記載する期限まで（退院する入院患者にあっては、退院の日までの使用料を同日まで）に支払わなければならない。

- (2) 前項の規定にかかわらず、理事長は同項の規定による支払期限までに使用料を支払うことが困難であると認めるときは、支払期限を別に定めることができる。
- (3) 手数料は、申請の際に支払わなければならない。ただし、事務の性質上申請の際に支払うことができないものとして理事長が別に定めるものについては、この限りでない。
- (4) 支払われた使用料及び手数料は、返還しない。ただし、算定額を変更するとき又は理事長が特別の理由があると認めるときは、その全額又は一部を返還することができる。

#### 8-5 使用料及び手数料の減免等

理事長は、公益その他特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を減免し、又は使用料及び手数料の支払を猶予することができる。

#### 8-6 その他

ここに定めるもののほか、使用料及び手数料徴収に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 9 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

#### 9-1 職員の勤務環境の向上

- (1) 育児・介護との両立支援や離職防止・復職支援体制の充実

育児休暇・介護休暇を取得しやすい環境を整備する。

土曜保育の継続実施等、院内保育施設の維持を図り、育児中の職員を支援する。

医師・薬剤師・看護師等医療職の人材不足を補うことで、職員の労働にかかる負担を軽減し、離職防止を図る。

同一労働同一賃金の考えのもと、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との格差を是正することで、非正規職員の離職防止・復職を図る。

- (2) 働き方改革の実現に向けた取組み

労働時間の適正把握を行い、職員が健康的に働けるようにする。

部門内や担当内で業務が特定の者に集中しないよう、事務分掌の適正化を行っていく。

年次有給休暇の年5日間の取得義務化に伴い、休暇の取りやすい環境を整備するよう努める。

医師の業務負担軽減や労働時間短縮のため、医師事務作業補助者の充実や特定行為看護師の育成、活用に努めるなど、タスク・シフティングの推進に向けた取組みを実施す

る。

時間外勤務の事前命令・事後確認の徹底、電子カルテ等によるアクセスログ管理に加え、タイムカードを導入するなどして、時間外勤務の適正化を図る。

(3) 職員のモチベーション向上に資する取組み

人事評価制度を活用し、意欲をもって働くことができる環境を整備する。

職員研修を中・長期的展望をもって計画・実施することにより、資質を向上させ職員の意識改革を図る。

## 9-2 岐阜県及び他の地方独立行政法人との連携

医師の診療応援や医師、看護師、コメディカル等の医療従事者の人事交流等、岐阜県及び岐阜県が設立した他の地方独立行政法人との連携を推進する。

## 9-3 施設・設備の整備

(1) 施設の計画的な整備

不足している職員の福利厚生機能等を持つ施設の整備については、経営状況を見ながら、慎重に検討を行う。

(2) 医療機器の計画的な更新・整備

医療機器は、費用対効果、県民の医療需要、医療技術の進展等を総合的に判断し、計画的な更新・整備を進める。

## 9-4 内部統制の充実強化

(1) 内部統制の充実強化

内部監査等によるモニタリング(※)を通し、点検・検証を行い、継続的な見直しを行うことで、内部統制の充実強化を図る。

※モニタリング：内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスのこと。

(2) 災害等危機管理事案発生時における理事長の統制環境の充実強化

災害等危機管理事案発生時には、理事長がリーダーシップを発揮し迅速かつ適正に対応できる環境を整備するとともに、透明性の確保に努める。

また、病院全体で対応できるよう、幹部会等を活用した速やかな情報共有体制を維持・継続する。

## 9-5 法人が負担する債務の償還に関する事項

法人が岐阜県に対し負担する債務の償還を確実に行っていく。

(単位：百万円)

| 区 分        | 中期目標期間償還額 | 次期以降償還額  | 総債務償還額   |
|------------|-----------|----------|----------|
| 移行前地方債償還債務 | 0         | 0        | 0        |
| 長期借入金償還額   | 1, 4 9 9  | 2, 8 4 7 | 4, 3 4 6 |